

◎新潟県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市七浦字川端 298 番から	新	7.2～24.0メートル	303.9メートル
同市七浦字横枕51番まで	旧	5.2～14.2メートル	312.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道大室水原線と重用